

特別な支援が必要なお子さんの

福祉サービスのご案内

◆この案内で紹介するサービス等の内容

- | | | |
|----------------|---------------|-----------|
| 1. 各サービスに共通の事項 | 2. 障がい児相談支援 | 3. 児童発達支援 |
| 4. 保育所等訪問支援 | 5. 放課後等デイサービス | 6. 相談窓口 |

1. 各サービスに共通の事項

◆制度の概要

- ・児童福祉法に基づく福祉サービスです。
- ・運営主体は、社会福祉法人やNPO法人、一般社団法人、株式会社、自治体による直営等がありますが、市内の全ての事業所が国が定める事業所指定基準に基づき、新潟市の指定を受けて運営しています。

◆サービスを利用するには

- ・お住まいの区の区役所健康福祉課障がい福祉係に利用申請を行い、支給決定（通所受給者証の交付）を受けることが必要です。（サービス利用の流れはP4を参照）
- ・障がい者手帳所持の有無にかかわらず、医師の診断書等により専門的な支援（療育）の必要性が認められたお子さんが利用できます。なお、保護者の就労の有無は問いません。

◆支援の方法

- ・お子さん一人ひとりの状態や状況に応じ、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的な内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する「個別支援計画」を作成し、この計画に基づいて支援を実施します。

◆利用者負担（利用料）

- ・国が定める基準額による費用の1割負担です。ただし、各世帯の課税状況に応じた負担上限月額の設定があります。
 - ・幼児教育・保育の無償化対象児（3歳児から5歳児）は、利用者負担はありません。
 - ・障がい児相談支援には、利用者負担はありません。
- ※利用する事業所によって、利用料の他に、実費負担（おやつ代・教材費・行事参加費・昼食代等）がある場合がありますので、事前に各事業所にご確認ください。

◆その他

- ・送迎サービスの有無や実施状況は、利用する事業所によって異なりますので、事前に各事業所にご確認ください。
- ・複数の事業所を併用したり、保育園や幼稚園、放課後児童クラブ等との併用も可能です。詳細は、区役所健康福祉課障がい福祉係でご案内しています。

2. 障がい児相談支援

◆障がい児相談支援とは

- ・相談支援専門員が児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等のサービスの利用を希望するお子さんの総合的な支援方針等を検討し、障がい児支援利用計画の作成や計画の評価等を行います。

3. 児童発達支援

◆児童発達支援とは

- ・日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、お子さんの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

◆対象となるお子さん（未就学児（就園児も可））

- ・集団療育及び個別療育の支援が必要な未就学のお子さん

◆支援内容

- ・お子さんが将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」といった各領域に関する発達支援を行います。
- ・家族に対して、お子さんの特性に配慮し、「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本とした家族支援を行います。
- ・特別な支援を必要とするお子さんの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育園等の子育て支援機関との連携を進める等の地域支援を行います。

※事業所によって、さまざまな特色を持って個別のニーズに応じた支援を行っており、実施する活動・プログラムは異なります。

4. 保育所等訪問支援

◆保育所等訪問支援とは

- ・保育園等に通っている又は通う予定のお子さんについて、保育園等における集団生活の適應のための専門的な支援を必要とする場合に、支援員が訪問支援を行うことにより、保育園等の安定した利用を促進するための支援を行います。

◆対象となるお子さん（就園児・小学生・（中学生・高校生））

- ・保育園等に現在通園・通学している又はこれから通園・通学する予定で、集団生活の適應のための専門的な支援が必要なお子さん

◆支援内容

- ・2週に1回程度を目安に、お子さんの通う保育園等を訪問し、お子さんに集団生活適應のための支援等を行います。（お子さんの状況等によって訪問回数は変わります。）
- ・訪問先の職員に対し、お子さんへの支援方法等について、助言等を行います。

◆訪問先

- ・保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、その他各市町村が認める施設（放課後児童クラブ・中学校・高等学校など）

5. 放課後等デイサービス

◆放課後等デイサービスとは

- ・学校に就学しているお子さんについて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まってお子さんの自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進します。

◆対象となるお子さん（小学生・中学生・高校生）

- ・学校（幼稚園、大学を除く）に就学していて、専門的な支援が必要なお子さん

◆支援内容

- ・学校終了後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練（ソーシャルスキルトレーニング、学習支援）
 - ②創作的活動、作業活動（運動・音楽活動、機能・作業訓練）
 - ③地域交流の機会の提供（体験活動、外出活動）
 - ④余暇の提供（余暇活動等）
- ・学校との連携・協働による支援を行います。

※事業所によって、さまざまな特色を持って個別のニーズに応じた支援を行っており、実施する活動・プログラムは異なります。

6. 相談窓口

※受付時間はいずれも、平日8：30～17：30です。

【区役所】

担当窓口	電話番号	住所
北区役所健康福祉課障がい福祉係	025-387-1305	北区東栄町1-1-14
東区役所健康福祉課障がい福祉係	025-250-2310	東区下木戸1-4-1
中央区役所健康福祉課障がい福祉係	025-223-7207	中央区西堀通6番町866 NEXT21 3階
江南区役所健康福祉課障がい福祉係	025-382-4396	江南区泉町3-4-5
秋葉区役所健康福祉課障がい福祉係	0250-25-5682	秋葉区程島2009
南区役所健康福祉課障がい福祉係	025-372-6304	南区白根1235
西区役所健康福祉課障がい福祉係	025-264-7310	西区寺尾東3-14-41
西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係	0256-72-8358	西蒲区巻甲2690-1

※ご相談は、お住まいの区の区役所へお願いします。

【基幹相談支援センター】

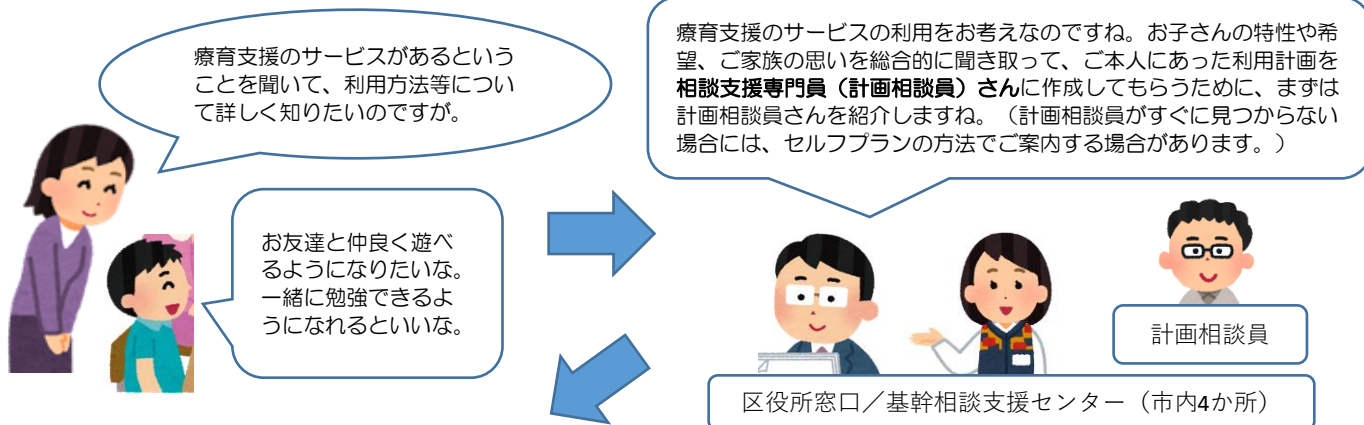
センター名	担当エリア	電話番号	住所
基幹相談支援センター東	北・東区	025-250-2315	東区下木戸1-4-1東区役所1階
基幹相談支援センター中央	中央区	025-248-7171	中央区八千代1-3-1新潟市総合福祉会館1階
基幹相談支援センター秋葉	江南・秋葉・南区	0250-25-5661	秋葉区程島2009秋葉区役所2階
基幹相談支援センター西	西・西蒲区	025-264-7468	西区寺尾東3-14-41西区役所3階

※ご相談は、お住まいの区を担当するセンターへお願いします。

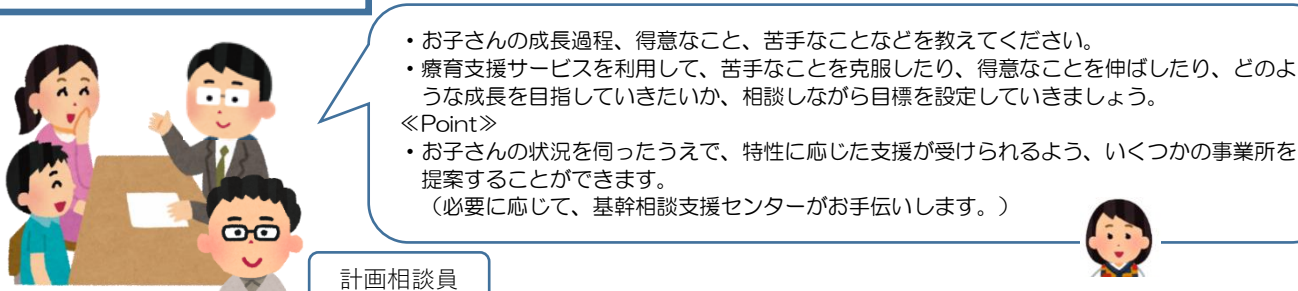
特別な支援が必要なお子さんの

福祉サービス利用の流れ (概要)

① サービス利用に関するご相談は、「区役所健康福祉課障がい福祉係」や「基幹相談支援センター」、(「相談支援事業所」)のどちらでも、相談しやすい窓口にお問い合わせ下さい。相談から利用まではおおよそ1か月かかります。

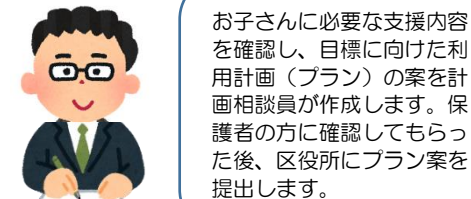
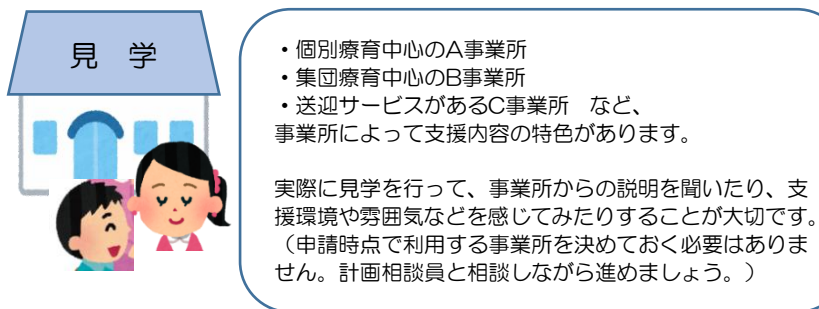


② 聞き取り・利用申請 (区役所)



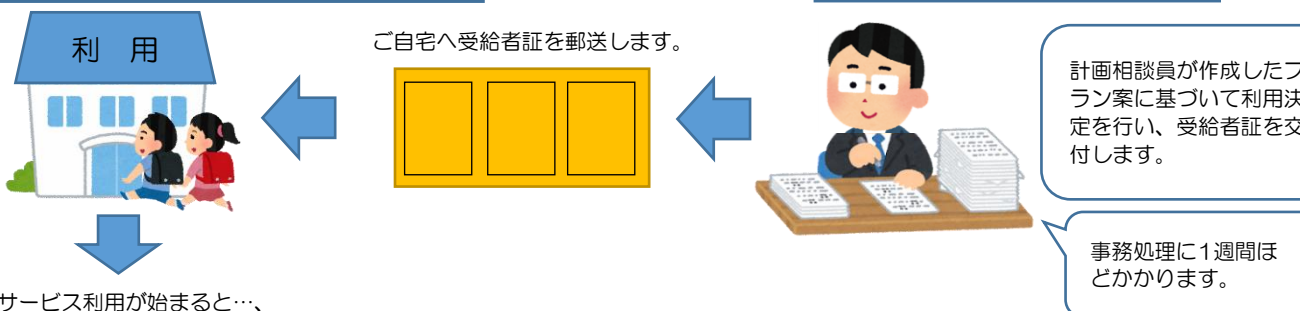
③ 計画相談員のプラン作成と確認

【②～③の頃に】療育サービス事業所選びと見学



⑤ 事業所と契約、療育サービスの利用開始

④ 支給決定、受給者証の交付



⑥ 計画相談員が定期的に自宅を訪問し、計画通りに支援が行われているか確認、評価を行い、必要に応じてプランの見直しを行います。